

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく  
 第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について  
 （平成31年3月15日～平成31年4月13日（イネ6件））

1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件

遺伝子組換え生物等の種類の名称	第一種使用等の内容
広範な病害抵抗性イネ（ <i>BSR1</i> 遺伝子発現イネ） （ <i>Oryza sativa</i> L. PR1 - <i>BSR1</i> ）	隔離ほ場における栽培、保管、運搬 及び廃棄並びにこれらに付随する 行為
広範な病害抵抗性イネ（ <i>BSR1</i> 遺伝子発現イネ） （ <i>Oryza sativa</i> L. Ubi7 - <i>BSR1</i> ）	同上
広範な病害抵抗性イネ（ <i>BSR1</i> 遺伝子発現イネ） （ <i>Oryza sativa</i> L. ZmUbi - <i>BSR1</i> ）	同上
スギ花粉ペプチド含有イネ（ <i>7Crp</i> 、 <i>2mALS</i> 、 <i>Oryza sativa</i> L.） （ <i>Os7Crp1</i> 、 <i>Os7Crp2</i> ）	同上
シンク能改変イネ（ <i>OsCKX2/Gn1a</i> 改変イネ系統） （ <i>Oryza sativa</i> L. NIAS18 - <i>OsCas</i> - <i>Gn1a</i> ）	同上
シンク能改変イネ（ <i>OsCKX2/Gn1a</i> 改変イネ系統） （ <i>Oryza sativa</i> L. NIAS18 - <i>CDA</i> - <i>Gn1a</i> ）	同上

2. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を環境省及び文部科学省のホームページに掲載
- ・ 記者発表
- ・ 資料の配付

(2) 意見提出期間

平成31年3月15日から平成31年4月13日まで

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は文部科学省ライフサイエンス課

3. 意見募集の結果（関係省に提出された意見の合計）

意見提出数 41 件  
 （うち本件に関わらない御意見 17 件）

4. 御意見の概要と御意見に対する考え方について

別紙のとおり

(別紙)

	主な意見	回答	件数
1	遺伝子組換えイネの花粉が風によって運ばれ、在来種等と交雑してしまうおそれがあることや、土壌に与える影響について長期的な検討を行っていないことから、周辺の生態系への悪影響等を想定し、拡散防止措置を執らずに使用等を行うことはやめるべきであり、本遺伝子組換えイネの第一種使用等の承認に反対する。	<p>本申請は、遺伝子組換えイネを、定められた第一種使用規程に従い、限定された場所・期間において研究利用することについて、遺伝子組換え生物等の第一種使用等による生物多様性影響評価実施要領(平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号。以下「実施要領」という。)に基づき、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性等の評価の項目に関して科学的データや学識経験者からの意見を踏まえて検討したものであり、生物多様性影響が生ずるおそれがないものと総合的に判断したものです。</p> <p>なお、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。)では、遺伝子組換え生物等による生物多様性への影響について、具体的には、野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼす影響が生ずるおそれがないか等について評価しています。そのため、農作物が、人が野生植物から改良を重ねて作り出した植物であり、人が作り出す環境に適応した植物であることから、野生動植物とは異なるものとして、生物多様性影響評価の対象とはなっていません。</p>	12
2	遺伝子組換え作物の栽培試験に反対する。	カルタヘナ法は、遺伝子組換え生物等の適正な使用により生物多様性の確保を図ることを目的としています。同法では、第一種使用等をする場合に生物多様性影響が生ずる恐れがないと認めるときには、主務大臣は当該第一種使用規程の承認をしなければならないと定められています。本申請は、遺伝子組換えイネを、定められた第一種使用規程に従い、限定された場所・期間における研究利用するものであり、同法に基づき、学識経験者の意見を聴くとともに、実施要領に基づいて検討した結果、生物多様性影響が生ずるおそれがないものと総合的に判断したものです。	11
3	本第一種使用規程に基づいて使用する限り、生物多様性への影響が生ずる恐れはなく、消費者メリットが期待できるイネであることから、より多くの国民の利益に資するため、早期の承認を願う。	遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認に当たっては、カルタヘナ法に基づき、学識経験者からの意見聴取を行うこととされており、さらに、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三条の規定に基づく基本的事項(平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号)に基づき、国民から聴取した意見を考慮することとされているなど、法令に基づく必要な手順をとることとされており、今後とも適正な対応に努めてまいります。	1

今回の意見募集の対象としていた事項ではないものについては、個別の回答はいたしません。貴重な御意見として承ります。食品のうち、食品衛生に関する取扱いについては厚生労働省が、食品表示に関する取扱いについては消費者庁が所管しております。